

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

ロシアは、去る2月24日からウクライナへの軍事侵攻を開始し、一般市民を含め多数の死傷者が出ている。また数十万という避難民が隣国に脱出し、ヨーロッパ諸国の情勢が極度に不安定化している。

ロシアによる武力攻撃はウクライナへの重大な主権侵害であり、かつ明らかに国連憲章に違反し世界の安全保障と国際秩序を脅かす暴挙であり、断じて容認できない。

よって水俣市議会はロシアによるウクライナへの武力攻撃や主権侵害に対し抗議と非難の意を強く表明するとともに、ロシア政府に対して誠実に国際法を順守し、平和的に対応することと、ロシア軍の無条件かつ完全なる即時撤退を強く求める。

また、日本政府におかれては、ウクライナの在留邦人の安全確保に加え、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応と今後予想される、国内の影響に最大限の配慮を講じられるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月3日

水俣市議会